

令和6年第4回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年4月26日
		13時30分～15時22分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和6年4月26日「令和6年第4回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞、主査 中山康一

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第21号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第22号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第4	議案第23号	令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
日程第5	議案第24号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地の一時使用について

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 申請地につきましては、現在、息子さんが通常管理しております。お母さんの名前になっているんですが、管理状態も非常によく、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

神部さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さん、■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和6年の農家台帳において■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、両名とも20年、農業従事日数は、■さんが250日、■■■さんが100日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 昨日、第1班の皆様と事務局で現地調査を行った結果ですけれども、田については、田として作付している状態で、用水路もきれいに整備されていきますので、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

さんが280日、■■さんが230日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米、貸付地の田が■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、除草機1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われまます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましても特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 こちらの田も作付の傾向がありまして、よく整理されておりますので、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9について採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めまます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第21号 引き続き農業を行っている旨の証明について を議題といたします。

受付番号6ですが、10番委員が申請人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当まますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号14について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号14について採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第23号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について を議題といたします。

お諮りいたします。議案第23号と、10ページの日程第5、議案第24号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、関連議案でありますので、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第23号と議案第24号について事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主 査】 それでは、両議案につきまして私から一括して説明させていただきます。

少し長くなりますけれども、ご容赦願えればと思います。

議案書9ページ、議案第23号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について ですが、こちらにつきましては、去年実施の遊休農地調査の実績と連動している部分がありますので、恐縮ですが、本来、総会の終了後、休憩を挟んだ後行う、その他の案件の資料を先にご説明させていただきたいと存じます。

(主査から議案外の資料につき説明)

続きまして、本題の議案第23号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について でございます。農業委員会等に関する法律施

行規則第15条では、農業委員会が毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないとされております。公表は、農林水産省が発する通知に従った形式で実施しておりますけれども、この形式が2年前に改正されまして、去年行った点検・評価から改正された後の形式により実施しております。この形式に、令和5年度最適化活動のデータを落とし込んだものがこのA4、A3横使いを含む8枚ものの「日程第4 議案第23号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」というものになりますが、この資料の1ページ目と、一番最後の8ページ目は、県知事、それから市長、具体的には農政課ですけれども、農業会議への報告用でして、ここに書いてあることは、2ページから7ページの「別紙様式5」から引き移したものになっています。本日は時間の関係もあるので、2ページから7ページの、右上に「別紙様式5」と書いてある部分のみご説明をさせていただきます。

それでは、2ページを御覧になってください。上から4行目ぐらいのところにローマ数字で「I 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」と書いてありますが、これは去年の6月の総会で審議させていただいた活動目標と同じ内容になっています。ただし、一番下の箱、耕地面積については、欄外に「直近の」という注意書きがありまして、それに従いまして、去年、農水省公表の492ヘクタールから、今年公表の478ヘクタールにしてあります。以降については、478ヘクタールにて表現をさせていただいております。

続きまして、3ページから6ページは、最適化活動の実施状況を落とし込んだものです。これについては、成果に関する項目として「農地の集積」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」それから、活動そのものに関する項目として「活動強化月間の設定」「新規参入相談会への参加」の5本柱で構成されております。

まず、「農地の集積」についてですが、3ページの真ん中に「③実績」というところがあると思うのですが、目標に対する達成状況のところを見ていただくと、102.2%と書いてあると思うのですね。どうして10

2. 2%になったかというのは、(H)とか(E)を読んでもらいたいと思うのですが、ここで102.2%ということになっておりますと、ルールでは、達成率が90%以上110%未満で3ポイントもらえますので、採点結果としては3点獲得、その下に農業委員会の点検結果とあるのですけれども、ここは目標に対して100を超えておりますので「期待どおりの結果が得られた」というふうにさせていただいております。

続きまして、「遊休農地の発生防止・解消」でございますけれども、令和5年度末の遊休農地の状況は、トータル8,456平方メートル、17筆、このうち緑区分が3,566平方メートル、7筆、黄区分が4,890平方メートル、10筆となっております。そして、結果的に、令和4年以前に発生した遊休農地については、残念ながら、令和5年度中の解消実績がなかった関係で、4ページ、中ほどよりちょい上、「③実績」の達成状況についてはゼロというふうになっております。ここは達成率90%未満でも1ポイントがもらえるようになっておりますので、採点結果としては1点獲得、通算は、先ほどの3点と合わせて4点となりますけれども、農業委員会の点検結果としては「目標に対する期待を下回る結果になった」というふうに表現させていただいております。

続いて「新規参入の促進」については、令和5年度中の参入経営体は、熊岡功丞さん、佐藤達哉さん、鈴木竜次さんの3者で、3者が農地を借りた面積は合計4,625平方メートル、0.4625ヘクタールになっておりますが、ここはなぜかこのセルが端数処理をされてしまいまして0.5ヘクタールというふうになっております。

5ページを見ていただくと、上のほうの「③実績」のところに、目標に対する達成状況については20.8%というふうに書いてあると思います。ここは達成率が90%未満でも1ポイントもらえますので、採点結果としては1点獲得、通算で5点となりますけれども、農業委員会の点検結果としては「目標に対して期待を下回る結果となった」とさせていただいております。

続いて「活動強化月間の設定について」は、5ページの中ほどより下のほうにある「②実績」の活動強化月間の設定回数で、目標と実施月の間でずれがありますけれども、4回実施をしております。ここは回数3回以上で1ポ

イントもらえますので、採点結果としては1点獲得、通算成績は6点となります。

続いて「新規参入相談会への参加」についてなのですが、今度は6ページの中ほどにある「②実績」の新規参入相談会への参加回数（人数）でございますけれども、新規参入の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの相談を書くところがないもので、便宜上農業まつりの日の参加者数3として整理をさせていただき、その他の相談会、2回分の合計で、トータル5回というふうにさせていただきました。回数3回以上で1ポイントもらえますので、採点結果としては1点獲得、通算成績は7点というふうになります。

最後になりますが、6ページ、下のほうにある目標の達成状況の評語ですが、通算成績は7点で、5点以上10点未満の場合は、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」というふうになります。

以上なのですが、7ページ「Ⅲ 事務の実施状況について」は、主に総会の議事の結果の積み上げになりますので、説明については割愛をさせていただきます。

議案第23号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について は以上でございます。

次に、議案第24号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、簡単にやらさせていただきます。

昨年6月の総会で、新しい形式に落とし込んでの初の審議を行いました。ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、目標の設定については、農水省の通知に従い、あらかじめ神奈川県農業会議に確認をしてもらいなさいと、そういう一手間がございまして、今年はそのあたりの要領については分かっております、「日程第5 議案第24号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」とある、A4の縦使いの4枚ものを取り出していきたいのですが、目標といいますのは、背伸びをしてもなかなか難しい部分がありますので、無理のない範囲で設定をさせていただき、農業会議の確認を済ませております。確認してもらった部分が「別紙様式1」と書いてある、1ページから3ページまでの部分になってございまして、4ページ目をめくっていただくと、農業会議のほうで、海老名市を確認しましたよという文章をつけ

させていただきました。後ほどご高覧をいただければと思います。

長くなりましたが、私からは以上になります。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、議案第23号と議案第24号について、質疑のある方は一括でお願いをいたします。

【19番委員】 農用地の集積計画に関してなのですが、この書類を本来出すのは、貸し手側が出すのか、借り手側が出すのか、分からない部分があるのですが、これは基本的には借り手側が出すのか。

【主査】 双方の合意があれば、どちらかが出していただければそれでいいのですが、計画書の紙には両方の名前と印鑑を今は頂いています。提出のために農業委員会にお越しいただくのは、どちらでも結構です。

【19番委員】 借り手側が基本的に農用地の集積に関する手続というものをあまり理解していない方が多いんですよ。特に田んぼに対しては、借り手側のほうでこの様式を申請してつくっていくというパターンが多いと思うんですよ。現実問題として、借り手側が多く農地を借りていると、申請書を出すのが非常に大変になってくる。そういった意味で、実際は、ここに持ってくるのは少ない面積なんですけど、実際はもっと多いのではないのかなというのが、私の疑問としてあるのですけれども。

【主査】 農地を借りる方法は、3条の許可をもらうか、利用集積計画でやるかという2パターンしかないのですが、それ以外の方法で内々でやっている部分については、あるんだろうなということで推定はさせていただいています。借り手か貸し手かどちらかに問題があって、うまくいかなかった場合に正式な手続で別の方にやってもらうとか、そういうご案内になることもあります。

【19番委員】 基本的にこのことに関しては情報は地元の農業委員さんのほうに入っていないで、内々で両方の農業者同士でやっていってしまうということが多いいですよ。私のほうで、農業委員会のほうで、この内容について周知したいとは思っただけなのですが、なかなかその機会がない、こういうふうなことをやっているんだよということをどうやって農業者のほうに周知していいかというのが分からないもので、市としてどういう形で考えているところがあれば教えてもらいたいです。周知について。

【事務局長】 この間、農業委員会だよりを出したばかりですので、そのときに載せておくべきだったかなというふうに今お話を伺って思ったのですが、悩ましいのが、今の農用地利用集積という言葉が、来年の4月以降なくなっちゃうのですね。2年ぐらい前に法律が変わって、今、その法律の附則というところで、令和7年の3月31日までは農用地利用集積計画をやっていいですよというふうになっているんですが、今度、中間管理事業と、少なくとも名前は変わっちゃうんです。事務手続については実は2、3日前に農業会議のほうから来ているのですが、一度読んだだけで何がどう変わるかよく分からないので、確認してからまた農業者の方にはご案内したほうがいいのかなと。ただ、ご心配については十分承知しています。

【2番委員】 議案24号の単純な質問で恐縮なのですが、1番の農業委員会の現在の体制という中に、農地利用最適化推進委員、定数6、実数6、その次の担当区域数、これはどういう意味ですか。

【主 査】 推進委員さん、この12月にまた次期の方を募集するんですけど、法律では、地区を定めて募集しろというふうになっているんですが、現実に農業者団体の推薦をお願いするときに、市内が17の生産組合に分かれている関係で、17分の6しかカバーされていないと。この制度がスタートしたときに、市内を南部、北部の2つに分けて、北部2人、南部4人でしたかね、今、推進委員の数、それで受け持ってもらおうようにしようというふうな申合せがされて、2区域というふうに、法律の規定に当てはめるためにそういうふうにしております。

【2番委員】 ついでに。来年度になると、人数が今度5人になるわけじゃないですか。その場合にもこの数字は動かないの。

【事務局長】 次回も、簡単に言うと、南、北で2地区ですと、こんなふうに、この目標の設定の中の担当区域に関しては2というふうになります。

【主 査】 来年、令和7年の目標を来年の4月の総会でやるときは、定数5、実数5、担当区域数2というふうな整理になります。

【7番委員】 総会が終わった後にやる「その他の案件」資料1の農地の面積のことなんですけれども、こちらのほうだと420ヘクタールという形で。

【事務局長】 これ、説明が漏れましたが、先ほど言っているように478ヘクタールが

今の公式というか、いろいろな出し方があるのですが、海老名の場合にはこの数字で。「その他の案件」の農地面積は参考までにとということで、大体この地区だとかいう面積だよと。これは農家台帳を基に、10アール以上の、いわゆる農家台帳を持っている方でお示ししているんだよね。

【主 査】 補足をさせていただきますと、478と420で随分ずれがあるじゃないかという、そういうご質問ですよ。これについては、ここで使っているのは、実は478という国の統計は、例えば国分が何平米だとか、大谷が何平米と出ていないのですよ。統計調査員は毎年実測調査して、かなり正確だと思います。それとは別に、毎年、生産組合を通じて年末にやっている農家基本台帳の更新は、農家番号を振られている方で、自身で10アール以上経営している方をお願いしているんですね。10アール以上やっている人プラス、生産組合に入っていないけれど経営体扱いになっている方を積み上げると420になりますが、単に農地を持っているだけの方や、他の自治体からの入作分を含めた差分面積がかなりあるという。

【7番委員】 実数的には478が。

【主 査】 そうです。ただ、先ほど申し上げたように、国分が幾ら、大谷が幾らというのは478のほうは出ていないので、「その他の案件」では地区別が分かりやすいこっちのほうを使っている。よりどころになる数字がこれしかないもので、この部分に関しては農家基本台帳のほうの数字を使わせていただいているという形になっています。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、まず、議案第23号について採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続いて、議案第24号について採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 1 1 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてですが、申請後の届出人により取下げ願が出されました。

事務局から簡単に説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 4、申請地は、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■
平米のうち■■■■■■■■平米、ほか 1 筆、こちらが調整区域内の畑でございます。土地所有者につきましては、寒川町■■■■■■■■■■、■■■■さん
でございます。資料もお配りしているところでございますが、本申請が代理人を通じまして、4 月 2 3 日付で取下げ願が提出されております。それで、
こちらの事務局のほうで受理をいたしました。取下げ理由といたしましては、自己都合によるということでございます。

以上でございます。

【議 長】 この件につきましては以上とさせていただきます。

次に、議案書 1 2 ページ、(2)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号 6 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 6、届出地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿
地目、田、■■■平米、貸人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■、借
人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、農用地利用集積計画作成により
行われておりました田んぼの使用貸借の解約になります。合意による解約を
令和 6 年 3 月 3 1 日に行い、土地の引渡しにつきましても、同日に行ったと
いう届出内容になっております。こちらの農地につきましては、事務局で 4
月 1 2 日に現地確認を行いまして、農地として適正に管理されていることを
確認いたしまして、特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

それでは、受付番号4から6について、一括して質疑をしたいと思います。
。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書15ページ、(4)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号81の一部及び82について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地の斡旋についてでございます。生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、今回、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

それでは、生産緑地番号81番の一部についてでございます。所在地は、今里一丁目300番、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、1,418平米、議案書のとおりでございます。

続きまして、生産緑地番号82番についてでございます。所在地は、今里■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。

案内図及び現地の写真につきましては、資料7-1を御覧ください。

令和6年3月7日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、令和6年5月28日の火曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌29日の水曜

日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

【20番委員】 斡旋するのに、前も何件かあったんですけれども、大体の相場というのはあれできないんですか。話を持っていくときに、大体このくらいかなという、そういう相場はこの時点で大体このくらいの相場で今なっていますという、参考の金額というのは出せないんですか。

【主幹兼管理係長】 相場自体、出せないといえますか、大体幾らですよ、幾らですよというのは、正直なところ、海老名も細長い土地なので、その場所その場所によって当然土地の価格といえますか、評価も変わってきますし、一概に市街化区域の田だから1平米当たり幾らですよというのはなかなか難しいところですね。あとは、所有されている方が幾らで売りたいのかという部分もございまして、その辺は、所有されている方との話合いになるかと思えます。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、そのようにお願いいたします。

次に、議案書16ページから17ページ、(5)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

16ページの農地法第4条の4件、17ページの5条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農地転用届出による専決処分について一括でご説明させていただきます。

議案書の16ページを御覧ください。こちらは農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和6年3月1日から3月31日までの間に届出がなされたものです。受付番号6から9の合計4件

になりまして、田が113.10平米、畑が1,273平米、合計が1,386.10平米でございます。

続きまして、議案書の17ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和6年3月1日から3月31日までとなっております。こちらの受付番号は4から7の同じく4件で、田は0平米、畑が565平米の合計565平米でございます。これらの案件につきましては、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 杉久保の農地転用の物件の現場、去年1年間、何もやらなかったのも、再度、工事を行っているのかということ、まだ現状変わっていない。これってどうなのかなど。杉久保の坂の上があったところの細い土地なんですけれども。

【事務局長】 前も話したと思いますが、農地転用が終わっちゃっているんですけども、まちづくりの協議の下に、開発とは言いませんけれども、やっているところなので、まちづくり担当課のほうにどうなっているんだというような確認はうちのほうから入れて、まちづくり課のほうから、今こんな状況だという報告は聞いてはいるんですが、去年の秋ぐらいに看板を立ててあった日にちを、勝手にじゃないのですけれども、工期を訂正してやったということで、始めるので、地元の説明をこれから行くみたいな話もあったり、あと、結局、施工業者が最終的にまだ決まらなかったりして手が見つからないとか、そういう情報はいただいたのですが、結論からいっちゃうと、はっきり分かりませ

ん。この用地も少し農地転用区域以外の場所の木の伐採とかも行われていましたので、かなり明るくなって、きちんと草も刈られて、農転の底地が、これからやり出すのかなということ、都市計画課のほうには、どうなっているのという情報は今問合せはしているのですが、まだ分からないという回答なんですね。なので、ただ、看板がもしかしたらもうなくなっているんじゃないかなというところで。

【19番委員】 ないです。

【事務局長】 ちょっと分からないですけど、もしやらないのであれば、農転取消しです。取消しができる状態なのかどうかというのがあるのですが、なので、今、仕入れているところで、はっきり言って、まちづくり協議の担当の都市計画課も正確な情報が仕入れることができていないと、■■■■■■という事業主なのですが、本当に計画どおり、はっきり言って、やるのか、やらないのか、またはどういうふうを考えているのかが分からないということで、催促はしています。

【19番委員】 それは期限があるんですか。2年ほっぽっておいたら取消しと。

【事務局長】 農転はありますね。一応報告させたりもするのですがけれども、農地転用の業者、グリーンベルとは、一応都市計画課を一本にして今確認はしています。

【11番委員】 今のことなんですけれども、ご近所の方なんかの感じも、当初の目的のことはあまりそこまで理解というか、していただけるか分かりませんが、現在においては、草をきれいにしておいてくれ、それだけだよと、正直言って、周りとしてそんな感じですよ。きれいにしておいてという、それを1つのお願いというか、それに思っているみたいです。竹やぶとか何かも切っちゃって、人によっては、竹やぶとそのあれとどういう関係があったのか、全然私も分かりませんが、つながりが分からないのですけれども、結局、竹やぶが切れてきれいになったというので、よくなったなという人もいて、なかなかその辺のところは、ただ原則的にきれいにしておいてよと、それだけは頼むよということですよ。

【事務局長】 確かにきれいにはなっているんですね。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日も大変慎重審議を賜りましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第4回定例総会を閉会とさせていただきます。
。ありがとうございました。

— 了 —